

第 1 1 回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成 18 年 12 月 16 日（土） 9 時 55 分 ～ 11 時 55 分
場 所	北館 2 階 第 4 会議室
出 席 者	委員長 荒 川 洋 二 委員 中 尾 英 夫 委員 阪 口 徳 雄 事務局 岡本助役 外 5 名
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 < 非公開・部分公開とした場合の理由 > 芦屋市入札監視委員会規則（平成 1 4 年芦屋市規則第 1 1 号）第 5 条 第 5 項の規定により非公開。
傍聴者数	0 人

1 開 会 委員長挨拶

2 議 事

- (1) 入札・契約手続の運用状況等報告（18年度上半期執行分）
平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 9 月 3 0 日までに発注した建設工事について報告。

公募型指名競争入札	1 件
公募型指名競争入札以外の指名競争入札	3 6 件
随意契約	7 件

【質疑・応答】

入札結果から、落札率の推移はどのようになっているか。

（事務局）

入札監視委員会意見書を受け、本年 7 月以降、予定価格が 1,000 万円以上の指名競争入札で、市外業者を 3 割程度増員して指名することとした。

その結果、6 月末までに実施した 2 2 件と 7 月以降の 2 2 件（統計上、1 0 月 2 3 日実施分まで参入。）入札案件の多かった土木・舗装工事では 1 ～ 3 % 程落札率は低下している。

全体の落札率でも僅かに（0.3%程）低下している。

しかし、入札参加者と落札者を地域別で見た場合、市内業者のみで実施した 1,000 万円未満の工事では変化は見られなかった。

- (2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況（18年度上半期措置分）
平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 9 月 3 0 日までに指名停止を行った件数（ 2 5 件・ 7 8 社）及び主たる内容について報告。

国土交通省及び日本道路公団発注の鋼橋梁上部工事に關し、独禁法違反による課徴金納付命令に伴い措置した指名停止では、各々 2 1 社であった。

この内の 4 社（全体では、1 0 社。）は、大阪府下のし尿処理施設の新築・更新工事に関しても独禁法違反容疑による逮捕者を出し、8 ～ 1 2 月の指名停止措置を行った。

ほかに、工事関係者の労働災害による労働安全衛生法違反や建設業法違反による監督官庁による指示処分、或いは車庫飛ばし等の不正・不誠実な行為による指名停止処分が目立った。

【委員会意見】

指名停止については、措置決定の所管庁が分かれていたり、各地方での措置もあるので、何処かに一箇所指名停止措置状況を集約するシステムが出来れば、指名停止事務の簡略化が図れると思う。

(3) 入札・契約・指名停止等の経緯等審議

本年度上半期に実施した37件の指名競争入札の内、抽出された7件について工事概要、落札率等を報告。

【質疑応答・意見】

管更生工事では、工法協会に加盟している者だけで実施する入札なのでいわゆる連合が行われやすいのではないか。

(事務局)

その様な状況を起こさなくするため、管更生工事の工法については、2～3工法を指定し、異なった工法による指名を行っている。

工事費用の積算に、業者から参考見積もり書を徴するようなときは、大阪府下のし尿処理施設談合の調査の中でも言われているように、連合してわざと高額な積算をしておき、結果的に落札率も高いという結果になっている。

参考見積もりを徴するときは、その事にも注意しなければならない。

(4) 芦屋市入札監視委員会意見書の進捗状況及び今後の取組

入札監視委員会で示された3項目の内、競争性を高める業者選定については、7月以降の指名競争入札において指名業者数を増員し、公募型指名競争入札では参加対象者数が増員となるよう条件設定を実施。

希望価格表示型競争入札の採用については、現在実施している市町の調査票を作成中。

談合情報が寄せられた場合の処置については、情報収集用の専用電話・ファックスを、5月末に設置済み。

(5) その他

談合情報対応型抽選方式の採用

談合情報の収集に当たり、内容の信憑性を判断するための必須項目を定めておき、該当項目の数又は項目により、入札調査委員会に諮るのか、仮称・審査委員会に附議するのか抽選方式による入札を行うのか等の判断を機械的に行う。

【質疑応答・意見】

談合情報の信憑性を判断する上で、通報者が誰かということが一番大事になってくる。

通報者が分からなければ、事後の調査・確認等が困難になるが、そう簡単には知り得るものではない。

試案では、抽選により参加者数を減らす案となっているが、むしろ情報があつた場合には参加者数を増やす方が正しいのではないか。

もう少し時間をかけて検討する必要があると思うので、次回の監視委員会まで継続とした方が良い。

(事務局)

それでは、次回の委員会まで継続して審議するという事で、宜しくお願いします。

簡易公募型指名競争入札の導入

一定金額の範囲の工事について、その都度入札参加資格を設定するのではなく、全ての案件に共通する公募条件を規定し選定委員会の開催回数を減らすことにより、案件の受付から入札までの期間の短縮を図るとともに、入札参加者を増やし競争性を高める。

【質疑応答・意見】

受付から入札までの期間が短縮されるということだが、現行はどのくらいの期間が必要となっているのか。

(事務局)

まず、入札参加資格を決めるために選定委員会を開催し、次に申請のあった者を認定又は指名するための選定委員会を開催する必要があり、一般競争入札では告示から入札まで約45日、公募型指名競争入札では公表から入札まで約30日程かかります。

入札参加資格を規定することで、参加資格を決定する選定委員会の開催が不要となり、全体として期間の短縮が図れることとなります。

また、この方式による対象案件の金額設定については、今朝の新聞報道で、全国知事会のプロジェクトチームが、談合防止の観点から1,000万円以上の入札案件について原則一般競争入札とする入札制度の改革指針をまとめ、全国知事会でも承認される見込みであると伝えていることから、県を上回る金額の設定は難しいのではないかと考えています。

県の方も、今すぐにというわけでもないだろうから、動きに充分注意し、実施していけば良いと思う。

3 閉 会